

農業用燃料タンクの維持管理は大丈夫ですか？

近年、農業用燃料タンクから油が漏れ、河川等へ流出する事故が相次いで発生しています。油漏れは、火災発生危険性が高まるだけでなく、地下水や土壌を汚染するなど自然環境に悪影響を及ぼします。また、流出した油は回収が大変難しく、回収作業等には莫大な費用がかかり、これに要した費用は、事故を起こした者（原因者）が負担することとなります。

維持管理を徹底して、事故の未然防止に努めましょう。

届出について

1 消防署への届出

例えば、農業用ハウスの暖房用燃料として使用される重油や灯油などの危険物は、その貯蔵量や取扱量によって消防法や熊本市火災予防条例で規制されています。

	熊本市火災予防条例の規定により管轄する消防署への届出が必要（変更や廃止する場合も同様）	消防法の規定により熊本市長の許可が必要（変更する場合も同様）(注)
軽油・灯油	200 リットル以上、1,000 リットル未満	1,000 リットル以上
重油	400 リットル以上、2,000 リットル未満	2,000 リットル以上

(注) 熊本市の区域に係る許可の申請は、管轄の消防署指導課予防班が窓口です。

上益城郡益城町又は阿蘇郡西原村の区域に係る許可の申請は、益城西原消防署指導課予防班が窓口です。

<地域別の届出窓口>

届出窓口	住所・電話番号	管轄地域
中央消防署 指導課 予防班	熊本市中央区大江3丁目1番3号 2階 TEL(096)364-2894	熊本市中央区（一新・慶徳・五福・向山校区を除く。）
東消防署 指導課 予防班	熊本市東区東町4丁目6番17号 2階 TEL(096)367-6315	熊本市東区
西消防署 指導課 予防班	熊本市中央区米屋町1丁目12番地1 2階 TEL(096)353-5028	熊本市西区、熊本市中央区（一新・慶徳・五福・向山校区に限る。）
南消防署 指導課 予防班	熊本市南区平田2丁目13番1号 2階 TEL(096)212-0303	熊本市南区
北消防署 指導課 予防班	熊本市北区四方寄町514番地1 3階 TEL(096)327-2020	熊本市北区
益城西原消防署 指導課 予防班	上益城郡益城町大字寺迫202番地1 2階 TEL(096)286-2298	上益城郡益城町、阿蘇郡西原村

2 届出に必要な書類

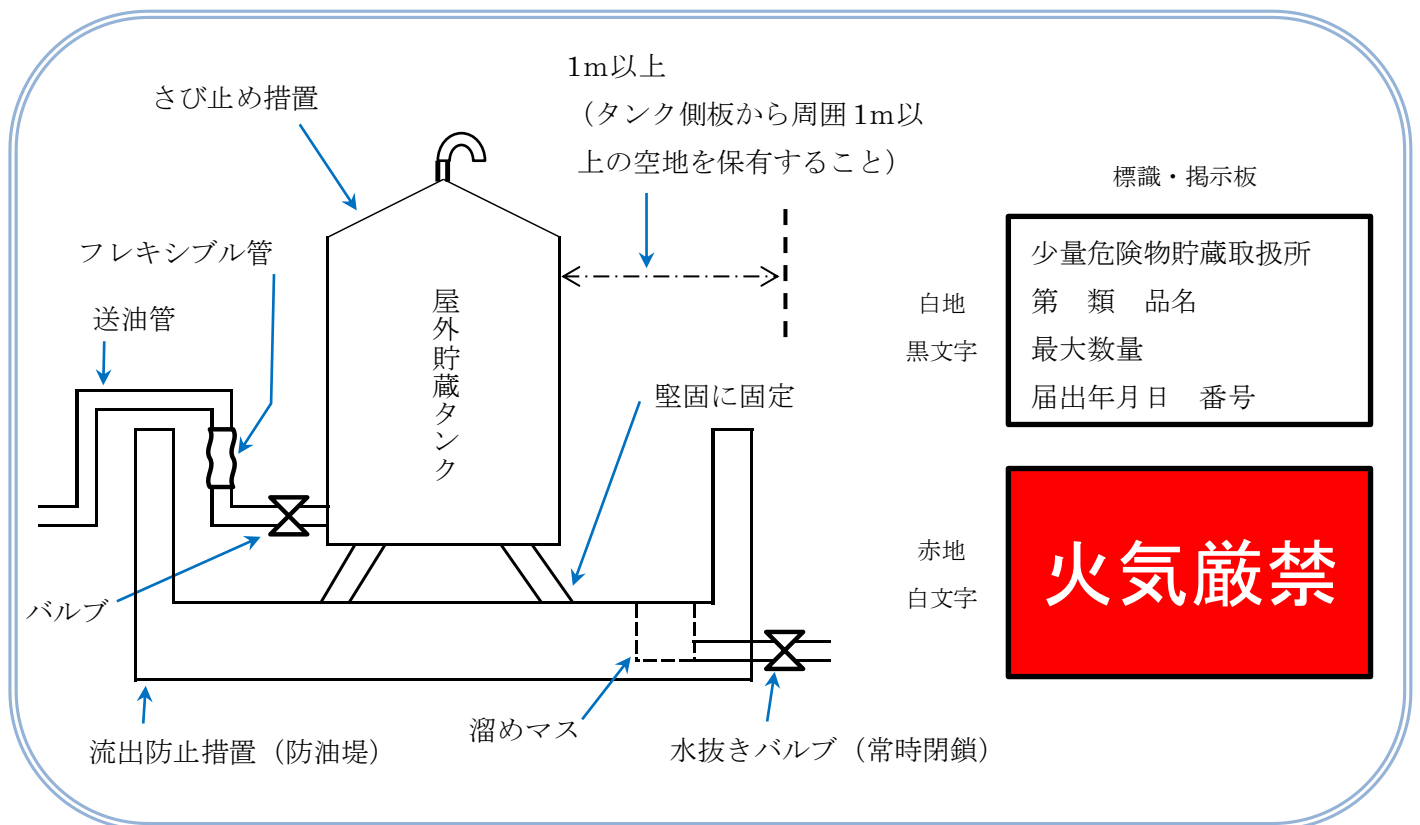
- ① 少量危険物貯蔵・取扱届出書
- ② 案内図
- ③ 配置図（防油堤・消火器・標識・掲示板・保有空地など図示）
- ④ タンク図面
- ⑤ タンク検査済証の写し など



熊本市火災予防条例による主な設置基準

例えば・・・容量1,900リットルの重油の屋外貯蔵タンクを使用する場合

- 1 タンクの固定 コンクリート等の基礎にアンカーボルト等で固定し台風や地震などで倒れないように固定する。
- 2 防油堤 ・危険物が浸透しない構造（コンクリートや鋼板）とする。
 ・容量は、タンクの容量の全量を収納できるものとする。
 ・床は、適当な傾斜をつけ、溜めマス进行ける。
- 3 配管 鋼管その他の金属管を使用し、腐食を防止するための措置を講ずるとともに、配管が防油堤を貫通しないように設置し、タンクの直近にバルブを設ける。
- 4 標識・掲示板 60cm×30cmの「少量危険物貯蔵取扱所、危険物の類、品名、最大数量、届出年月日、番号」・「火気厳禁」の標識・掲示板を設ける。



注意事項

- タンク・配管等のバルブの管理を徹底しましょう。
- タンク・配管等からの油の漏れ、にじみを点検しましょう。
- 使用量及び給油量を定期的にチェックしましょう。
- 給油作業時は目を離さないようにしましょう。
- 万一、油が漏れたときは、直ちに消防署に通報してください。